

ひょうご障害者ハート購入企業認定要領

(趣旨)

第1 この要領は、民間企業での就職が困難なために障害福祉サービス事業所等で福祉的就労する障害者の工賃向上のために、民間企業が一定の支援を行った場合に、ひょうご障害者ハート購入企業として認定するために必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領においては、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。

(2) ひょうご障害者ハート購入企業

次に掲げるすべての要件を満たすとともに、第3に定めるところにより、認定を受けた者をいう。

イ 民間企業であること。

ロ 障害者雇用促進法第43条第1項の規定を満たしていること（同法に基づき、障害者を雇用しなければならない場合に限る。）。

ハ 次号に定める障害福祉サービス事業者等から、各年度毎に100万円を超える物品又は役務の調達を行っていること。（障害福祉サービス事業者等（共同受注窓口団体及び在宅就業支援団体を除く。）においては運営規程に記載されている生産活動に限る。）

(3) 障害福祉サービス事業者等

県内に住所を有する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を運営する法人、同条第12項に規定する障害者支援施設を運営する法人、同条第26項に規定する地域活動支援センターを運営する法人、小規模作業所の設置者、又はこれらの者の受注促進のために知事が認定した共同受注窓口団体をいう。

(ひょうご障害者ハート購入企業の認定等)

第3 ひょうご障害者ハート購入企業としての認定を受けようとする者（障害者雇用促進企業等及び障害福祉サービス事業者等からの物品等の調達等に関する取扱方針に基づき認定を受けた者を除く。）は、知事が別に定める受付期間内に、次に掲げる書類

により知事に申請するものとする。なお、当該申請の際に証する実績は、当該申請日の属する年度の前年度に行った調達の内容、当該調達に係る対価の支払等とする。

(申請必要書類)

ア 申請書兼誓約書(様式第1号)

イ 障害者雇用状況計算書(様式第2号)

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用状況について、厚生労働大臣への報告義務のある企業については、障害者雇用状況報告書の写し(公共職業安定所長の受付印があるもの。ただし、インターネット経由でのオンラインによる提出を行っている場合を除く。)

エ 取引実績証明書(様式第3号)

オ 次に掲げる上記アの取引実績証明書の記載事項の根拠となる資料(いずれも支出先毎に分類し、支出先による原本又は事実と相違ない旨を証する記載をしたものに限る。)

(ア) 障害福祉サービス事業者等からの物品又は役務の調達に関して発行された領収書の写し

(イ) 領収書を徴し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の内容、金額及び年月日を記載した書面

2 知事は、前項の申請があったときは、申請内容の審査を行い、申請者が第2の第2号に定める要件を満たしていると認められるときは、認定を行うとともに、その結果を当該申請者に通知するものとする。ただし、第4項の規定により取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者であるときは認定しない。

3 第1項の受付期間の初日において、現に障害者雇用促進企業等及び障害福祉サービス事業者等からの物品等の調達等に関する取扱方針に基づき、ひょうご障害者ハート購入企業として認定を受けている者は、前項の認定を受けたものとみなす。

4 知事は、第2項の規定による認定を受けた者(前項の場合を含む。)が、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとする。

(1) 不正な事由により第2の第2号に掲げるそれぞれの要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。

(3) 障害者の雇用又は就労に関して、重大な法令違反があると認められるとき。

(その他)

第4 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。